

社会保険の加入要件とは...

また..
また..
照いつけて
ますね!

いつも お世話になっております。

ひぐらしの 声が 聞えて、ちょっと秋めいてきましたね ㊦

(マツムラが 敏感に反応しておりました!)

今回は パートタイマーさんの 『社会保険の加入』 について、です。

一般的に パートタイマーの方というと、いわゆる「扶養範囲内」で働かれる方が
多く、社会保険とは 無縁のイメージですが、パートタイマー勤務であっても 一定の
要件を満たすと 加入する必要があります。

◎ 社会保険の 加入要件とは

(1) 1日又は1週間の 労働時間が 正社員の 概ね $\frac{3}{4}$ 以上であること。

(2) 1ヶ月の 労働日数が 正社員の 概ね $\frac{3}{4}$ 以上であること。

※ただし、2ヶ月以内の雇用期間を定めて雇用される方は 除きます。

☆ 例えば、

正社員の方が、1日8時間で 1ヶ月22日 働かれている場合

↳ パートタイマーの方は、1日6時間で 1ヶ月16日以上 勤務されていれば

加入となります。

バリバリ 働いていらっしゃる 東莞る パートタイマーの方も 多いご時世ですので、

社会保険の加入についても、気を配っておく必要がありますね。

“もしかして この方は...” という方が いらっしゃるほど、当事務所まで

お問い合わせくださいませ。 よろしくお祈りいたします。